

ギリシャの国民投票を受けて

2015年7月6日

<国民投票の結果は圧倒的多数で緊縮策に反対>

7月5日(現地、以下同様)に実施されたギリシャの国民投票では、債権団から提示された緊縮策に対して、大方の想定に反して、"No"が61%、"Yes"が39%と、圧倒的多数で反対の民意が示されました。債権団はユーロ圏残留の賛否を問う投票と位置付けた一方、ギリシャのチプラス首相は、ユーロ圏残留の賛否とは切り離して、金融支援の条件の是非を問う投票と位置付けていましたが、チプラス首相の「誘導」が奏功した格好です。

国民投票直前の世論調査でも、ギリシャ国民の圧倒的多数がユーロ圏残留を望んでいました。実際、ギリシャが独自の通貨を発行するなど、実質的にユーロ圏を離脱することになれば、少なくとも短期的には、ユーロ圏にとどまって緊縮策を蕭々と実施する以上の経済的試練にギリシャが直面する公算が大きいと思われます。ユーロ圏残留のギリシャ国民の意思は固く、ギリシャ政府はあくまでユーロ圏残留を前提に、今回の国民投票の結果を携えてより高圧的に、債権団との金融支援の条件闘争に臨むことになると思われます。

<ユーロ圏は厄介な立場に>

一方、債権団にとっては当てが外れた格好です。ダイセルブルーム・ユーロ圏財務相会合議長は、「この結果はギリシャの将来にとって、大変遺憾である。ギリシャ経済の回復には困難な措置と改革が不可欠である。我々は今やギリシャ当局の対応を待つ」とのコメントを発しています。7月7日にはユーロ圏首脳会合が招集されており、当座の措置が議論される手筈です。

ユーロ圏にとっては、ギリシャを見放すにせよ抱え込み続けるにせよ、非常に厄介な立場に追い込まれます。仮に、ギリシャをユーロ圏から実質的に離脱させた場合、欧州統合へ向けた政治的意思にはころびが生じるのは必至で、他の周辺国でも同様の事態が生じかねません。ギリシャについては、地政学リスクの観点からの懸念も台頭しそうです。一方で、安易にギリシャに譲歩すれば、各国の有権者からの突き上げは必至と思われ、これが先例となって、他の周辺国での財政規律の弛緩が懸念されます。いずれにせよ、今後の欧州統合の流れを決定付ける高度に政治的な判断が求められるだけに、短期間で結論が下されるとは思えません。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンダムの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

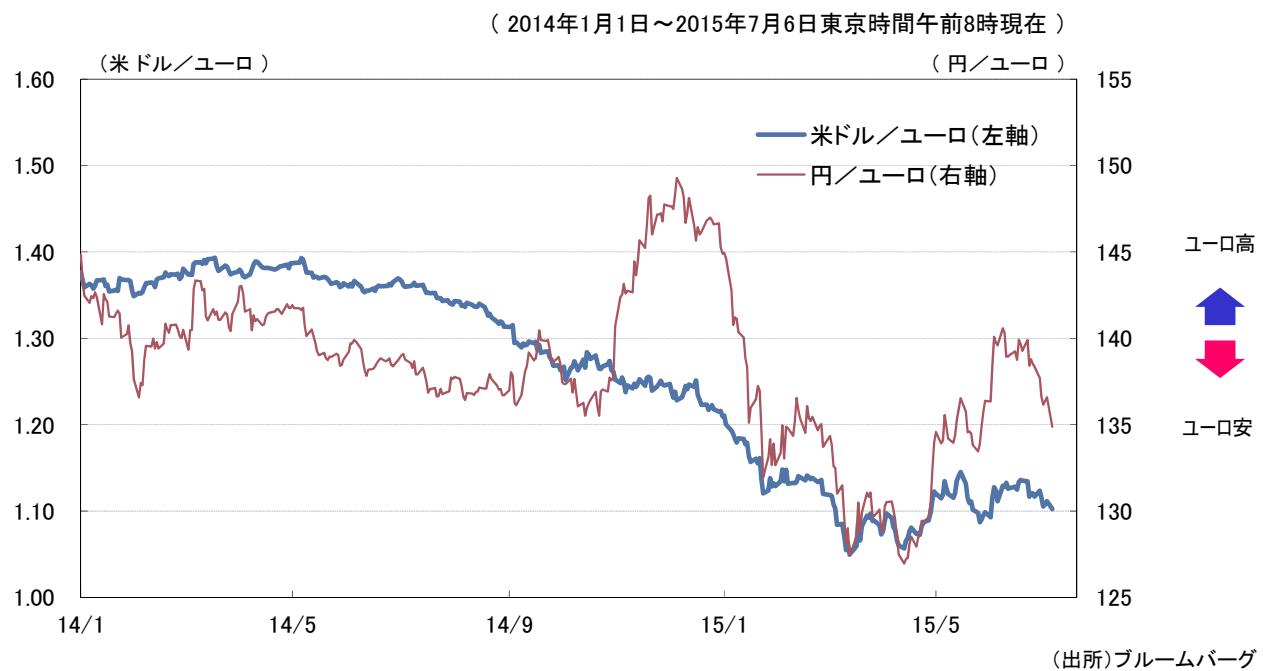
<ギリシャの銀行はECBの緊急流動性支援に全面的に依拠>

ギリシャの捨て身の戦術が奏功した様にも見受けられますが、ギリシャの銀行の資金繩りはECB(欧洲中央銀行)の緊急流動性支援に全面的に依拠しているのが実状です。ECBは緊急流動性支援を撤回こそしていないものの、上限を据え置いており、ギリシャの銀行から日々預金が流出している現状では、ギリシャの銀行の資金繩りは早晚行き詰まり、銀行は破綻する可能性があります。そうなれば、国民生活にも甚大な悪影響が及ぶはずです。すなわち、ギリシャの生殺与奪の権を握っているのはユーロ圏の側です。

仮に、ギリシャがユーロ圏から実質的に離脱することになった場合でも、ギリシャの債務はほとんどがIMF(国際通貨基金)、EFSF(欧洲金融安定基金)、ECBなどの公的機関向けであり、ギリシャ以外の民間金融機関が被る損失はそれ程大きくないこと、また、市場の混乱に対しては、これまでの幾多の「危機」を経て、ECB、ESM(欧洲安定メカニズム)の政策対応によるバックストップが確保されていることから、ギリシャのユーロ圏離脱は必ずしもタブーとは言えなくなっています。

事態は極めて流動的ですが、ECBが緊急流動性支援の上限を据え置くことで、ギリシャは「兵糧攻め」にあっているとも言え、ユーロ圏残留のギリシャ国民の意思が変化していないとすれば、現実を直視したギリシャ国民が、チプラス首相に譲歩を促す展開も考えられます。

ユーロの推移



以 上

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

2/2

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.24200%（但し、最低2,700円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会